

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社サトイ設計工務	埼玉県志木市館2-1-6-304

2 指名停止措置期間

令和6年3月22日～令和6年4月22日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社サトイ設計工務は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

また、同工事にて、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事より監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内